

聖籠町育英資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月25日

聖籠町教育委員会教育長 近藤 朗

聖籠町教育委員会規則第2号

聖籠町育英資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

聖籠町育英資金貸与条例施行規則（平成6年聖籠町教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（生計を一にする者の事情により育英資金の貸与がなければ入学及び在学が困難と認められる者）

第8条 条例第2条第3号に規定する生計を一にする者の事情により育英資金の貸与がなければ入学及び在学が困難と認められる者は、認定所得金額（所得金額（父母等の前年の所得の種類及び収入金額の区分に応じ、別表第1に定める額）を父母等それぞれ算定し、合算した額から、特別控除額（本人が属する世帯に該当する事由に応じ、別表第2に定める額）を控除した額）を所得基準額（本人が属する世帯の世帯人員に応じ、別表第3に定める額）で除した値が1.0以下となる者とする。

附則の次に次の3表を加える。

別表第 1 (第 8 条関係)

所得の種類	収入金額	所得金額
給与所得	3,300,000円未満	0円
	3,300,000円以上 4,010,000円未満	収入金額に0.8を乗じ、 2,630,000円を減じた額
	4,010,000円以上 8,790,000円未満	収入金額に0.7を乗じ、 2,230,000円を減じた額
	8,790,000円以上	収入金額から4,860,000円を減じた額
給与所得以外の所得		所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する所得金額
備考		
<p>1 所得の種類が給与所得の場合であって、収入金額に10,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。</p> <p>2 所得の種類が給与所得以外の所得の場合であって、所得金額に10,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。</p>		

別表第 2 (第 8 条関係)

事由		特別控除額		
本人を除く就学者の在学に係る控除(就学者1人につき)	小学校	80,000円		
	中学校	160,000円		
		自宅通学	自宅外通学	
	高等学校	国公立	280,000円	470,000円
		私立	410,000円	600,000円
	高等専門学校	国公立	360,000円	550,000円
		私立	600,000円	800,000円
	大学	国公立	590,000円	1,020,000円
		私立	1,010,000円	1,440,000円
	専修学校の高等課程	国公立	170,000円	270,000円
		私立	370,000円	460,000円
	専修学校の専門課程	国公立	220,000円	620,000円
私立		720,000円	1,120,000円	
本人の在学に係る控除	高等専門学校	国公立	280,000円	470,000円
		私立	410,000円	600,000円
	大学	国公立	280,000円に授業料を加えた額	720,000円に授業料を加えた額
		私立	440,000円に授業料を加えた額	870,000円に授業料を加えた額
	専修学校の専門課程	国公立	200,000円に授業料を加えた額	600,000円に授業料を加えた額
		私立	370,000円に授業料を加えた額	760,000円に授業料を加えた額
母子・父子世帯		490,000円		
障害者がいる世帯		1人につき860,000円		
長期療養者がいる世帯		療養のため経常的に特別に支出した前年の年間金額		
主たる家計支持者が別居している世帯		別居のため特別に支出した家賃、光熱水費及び家具・家事用品の購入費の前年の年間金額(710,000円を上限とする)		
火災・風水害等による被害を受けた世帯		収入減又は支出増となった前年の年間金額		
備考				
1 長期療養者がいる世帯、主たる家計支持者が別居している世帯及び火災・風水害等による被害を受けた世帯に係る特別控除額に10,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げる。				
2 授業料とは、貸与開始時において在学している学校の入学金、施設整備費及び実習費等を除く授業料の年額である。				
3 授業料に10,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げる。				

別表第3（第8条関係）

世帯人員	所得基準額
2人	2,820,000円
3人	3,280,000円
4人	3,550,000円
5人	3,820,000円
6人	4,020,000円
7人	4,220,000円
8人	4,420,000円
9人以上1人を増すごとに加算する額	200,000円

附 則

この規則は、公布の日から施行する。